

## 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紅輝会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

### (報 酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもって支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事した時に限り支給する。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は報酬は支給しない。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

理 事 5, 0 0 0 円

監 事 5, 0 0 0 円

評議員 5, 0 0 0 円

4 各年度の報酬総額は、一人30, 000円を超えない範囲とする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。ただし、その額が5, 000円に満たない時は、実費額の支給とする。

### (適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

### (規程の改正)

第5条 この規程を改正しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 附 則

この規程は、平成28年3月8日から施行する。

### 付 則

この規程は、29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。